

「詳細な健診」項目の選定について【標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）】

以下の基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者については、詳細な健診を実施する（基準に該当した者すべてに対して当該健診を実施することは適当ではなく、受診者の性別、年齢等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある）。その際、健診機関の医師は、当該健診を必要と判断した理由を医療保険者へ示すとともに、受診者に説明すること。

なお、他の医療機関において行った最近の結果が明らかで、再度検査を行う必要がないと判断される者、現に高血圧、心臓病等の疾患により医療機関において管理されている者については、詳細な健診を行う必要はない。また、健康診査の結果から、医療機関として直ちに受診する必要がある者については、受診勧奨を行い、医療機関において、診療報酬により、必要な検査を実施する。

（１）心電図検査

前年の健診結果等において、血圧、脂質、血糖、肥満の全ての項目について、以下の基準に該当した者

（２）眼底検査

前年の健診結果等において、血圧、脂質、血糖、肥満の全ての項目について、以下の基準に該当した者

（３）貧血検査

貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

【判定基準】

血糖	a	空腹時血糖	100mg/dl以上	又は
	b	HbA1c	5.2%以上	
脂質	a	中性脂肪	150mg/dl以上	又は
	b	HDLコレステロール	40mg/dl未満	
血圧	a	収縮期	130mmHg以上	又は
	b	拡張期	85mmHg以上	
肥満	a	腹囲	男性 85cm、女性 90cm	又は
	b	BMI	25	